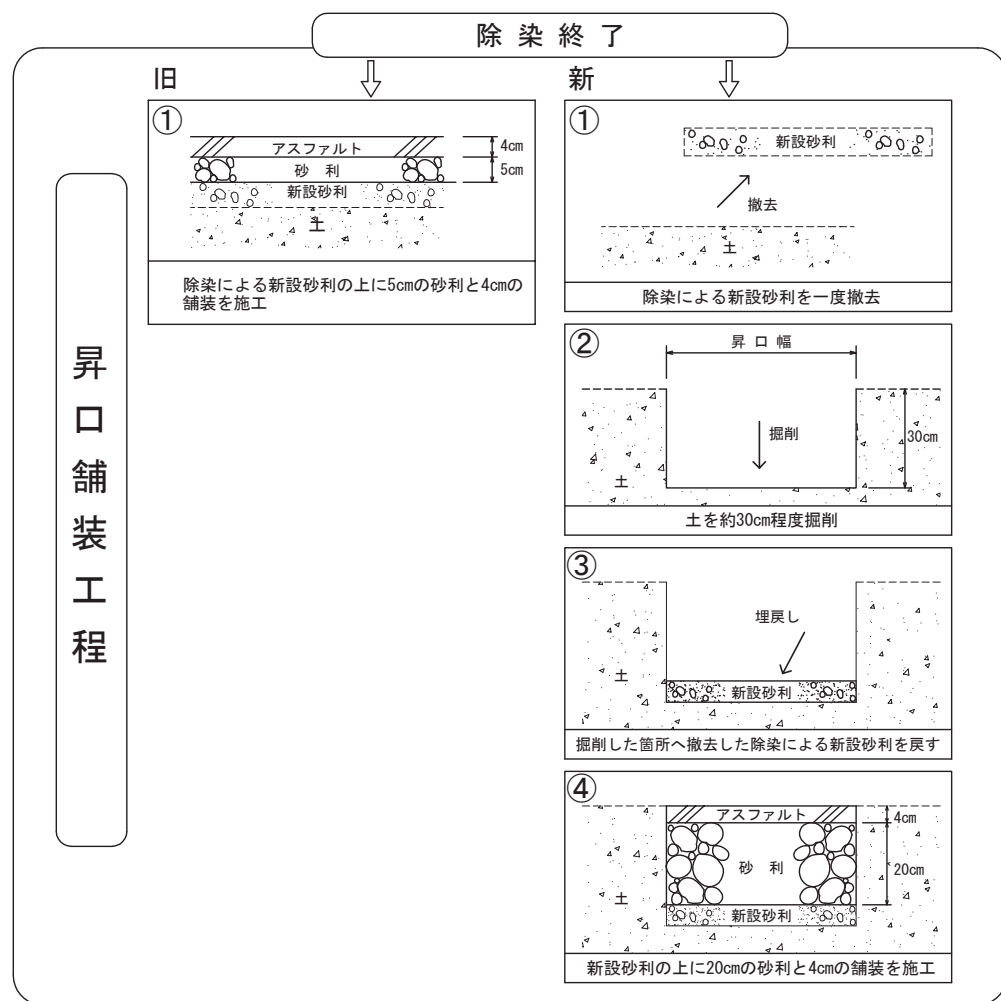


昇口舗装事業（帰還再生生活道路整備事業）の実施方法が変更になりましたのでお知らせします。

- 昇口舗装事業とは** 公道からご自宅までの生活道路(昇口)について、除染終了後にアスファルト舗装を行い、放射線の遮蔽効果と利便性の向上を図る事業です。
- 変更の内容** 先のご案内から変更になった点は、次のとおりです。

項目	旧	新
事業主体	補助申請者（村民）	飯館村
対象道路	公道に接続し、もっぱら居住等の出入り用に住民が日常的に生活道として利用している道路	変更なし ※延長L=2m以上の道路で、公道から庭先までの昇口1本のみを対象とする
工事の概要	不陸整正・補充材5cm アスファルト4cm 路肩盛土 ※オーバーレイも可	表土5cm剥ぎ取り・掘削19cm 路盤工20cm・アスファルト4cm 路肩盛土 ※オーバーレイも可
村民負担	経費の1/2を村が補助 ※延長により補助上限あり	工事費の1/5を負担・120万円限度 ※分担金として村がお預かりします

※昇口舗装以外の工事（側溝敷設、前庭舗装など）は自己負担となります。



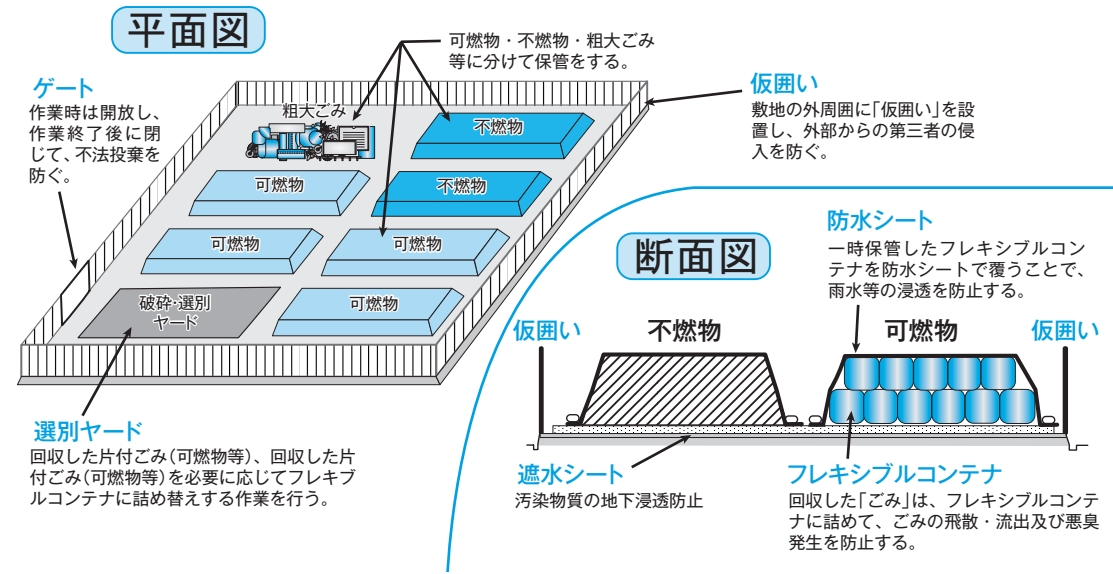
※希望取りまとめは、除染の進捗を見ながら行政区単位で行います。
【問い合わせ先 復興対策課建設管理係 電話0244-42-1624】

佐須行政区に片付けごみの仮置き場を設置します

村内の片付けごみ等を分別するとともに、処理ができるまで保管するための仮置き場です。この仮置き場は佐須行政区の虎捕地区と佐須地区に設置されます。

現在村で行われている除染以外で出たごみ（屋内片付けごみ及び屋外残置物）は、「片付けごみ」と呼ばれています。この「片付けごみ」は除染で出たごみとは別に処理されます。そのため、「片付けごみ」のための仮置き場を佐須行政区に設置することとなりました。集められた「片付けごみ」はこの仮置き場にて分別され、可燃物は仮設焼却炉、不燃物は一時保管、リサイクル物は資源化されます。

片付けごみ等仮置き場のイメージ図



震災に伴うごみ等の処理の流れ

